

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 30 年 3 月 14 日 (水) 号外第 18 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（1）（生活安全企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月14日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則（平成21年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">受診命令の対象者</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2第1項</u>に規定する認知症であるおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	受診命令の対象者	医師	略		3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2第1項</u> に規定する認知症であるおそれのある者	略	2 略		<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">受診命令の対象者</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2</u>に規定する認知症であるおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	受診命令の対象者	医師	略		3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症であるおそれのある者	略	2 略	
受診命令の対象者	医師																
略																	
3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2第1項</u> に規定する認知症であるおそれのある者	略																
2 略																	
受診命令の対象者	医師																
略																	
3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症であるおそれのある者	略																
2 略																	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。